

9 実施計画詳細

第2の柱

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
1、徴収率の向上と収入の確保					
実施計画		市税の徴収率の向上		2-1-1①	
担当部署		収納課	関連部署	税務課	
現状・今までの取組		徴収率の向上を図るため、口座振替の推進やコンビニ収納の導入など、納税者の利便性を考慮し納付環境を整えてきた。また、適正な債権管理、回収に向けて債権管理条例の制定や滋賀県との連携を図りながら滞納処分の強化に努めてきた。【現年度徴収率(国保税除く) H22年度98.3% H23年度98.3% H24年度98.5% H25年度98.7% H26年度98.9% H27年度98.4%(見込み)】			
取組内容・目標		行政運営の根幹をなす税収を確保し税負担の公平性を維持するため、さらなる徴収率の向上を目指す。 滞納額を圧縮するためには、現年度課税分の滞納繰越を削減することが不可欠であるため、滞納徴収分を現年度課税分に優先して充当する滞納整理を行なうこととし、過年度分の徴収率を極力維持した中で現年度の市税収納率98.9%(国保税を除く普通税)に引き上げることを目標とする。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		市税の徴収率向上 現年度分 目標徴収率98.5%		
	29		市税の徴収率向上 現年度分 目標徴収率98.6%		
	30		市税の徴収率向上 現年度分 目標徴収率98.7%		
	31		市税の徴収率向上 現年度分 目標徴収率98.8%		
	32		市税の徴収率向上 現年度分 目標徴収率98.9%		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
1、徴収率の向上と収入の確保					
実施計画	税外未収債権の徴収強化		2-1-1②		
担当部署	債権該当部署	関連部署	収納課		
現状・今までの取組	<p>少人数で債権管理を担う担当者の人事異動により、在職中に蓄積された債権管理に必要な知識・経験やノウハウ等を、レベルを落とさずに継承することは非常に難しく、長年の課題となっている。私債権を含む税外債権の管理を適正に進めるために、債権管理条例の制定や徴収事務担当者への研修、徴収アドバイザー(弁護士)への日常的な相談体制を確立し、全庁的な債権管理の適正化と徴収の強化を図ってきた。</p>				
取組内容・目標	<p>徴収事務職員研修や債権管理・回収に係る徴収アドバイザー(弁護士)への相談を実施し、関係部局間の協力体制を整備することにより、困難案件の効率的かつ効果的な徴収を実現する。各債権毎に前年度の収納率を上回る数値を目標とする。</p>				
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		債権管理条例に基づき策定した徴収計画により、各債権担当から報告してもらう月次収納状況をみて指導・相談を行ない、2債権以上の前年度収納率を上回る目標値を達成するよう進捗管理を行なう。		
	29		債権管理条例に基づき策定した徴収計画により、各債権担当から報告してもらう月次収納状況をみて指導・相談を行ない、2債権以上の前年度収納率を上回る目標値を達成するよう進捗管理を行なう。		
	30		債権管理条例に基づき策定した徴収計画により、各債権担当から報告してもらう月次収納状況をみて指導・相談を行ない、2債権以上の前年度収納率を上回る目標値を達成するよう進捗管理を行なう。		
	31		債権管理条例に基づき策定した徴収計画により、各債権担当から報告してもらう月次収納状況をみて指導・相談を行ない、2債権以上の前年度収納率を上回る目標値を達成するよう進捗管理を行なう。		
	32		債権管理条例に基づき策定した徴収計画により、各債権担当から報告してもらう月次収納状況をみて指導・相談を行ない、2債権以上の前年度収納率を上回る目標値を達成するよう進捗管理を行なう。		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
1、徴収率の向上と収入の確保					
実施計画	甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務移管		2-1-1③		
担当部署	収納課	関連部署	税務課・保険年金課		
現状・今までの取組	<p>広域組合による滞納整理業務については、昭和36年4月に甲賀郡町村税滞納整理組合が設立されて以来、組合の統合や市町村合併を経て組織の名称や構成は変わるものの、甲賀・湖南両市における市税滞納整理事務の一部の共同処理を目的として事務移管しており、その費用は、両市の移管する税額や徴収額等により勘案された負担金により執行され、これまでには負担金の3倍程の滞納額が徴収されていたが、滞納整理が進むにつれ徴収困難案件の割合が多くなるなど、思うように滞納整理が進められない傾向にある。</p> <p>平成27年度においては、湖南省1市のみの滞納整理事務移管となったため、徴収額に対する負担金の比率が6割を超える状況となっている。</p>				
取組内容・目標	<p>滞納整理の方法は従前の戸別訪問から行政処分の方へ移行し、また滞納者の居住する範囲が全国に広域化しているため、滋賀県や県内外の他市と連携し効率的・効果的な滞納整理事務が求められている。県内では、高島地域や湖東地域において、既に県と市町の徴収業務の共同実施がされており、湖南省において県や湖南地域の他市と協力し、徴収業務の共同実施の導入を含め、今後の徴収体制について協議・検討を行っていく必要があるが、甲賀広域行政組合への滞納整理事務移管は過去からの継続滞納者が多く、納付誓約等を取り付け計画的な債権回収を継続する。</p>				
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務の見直し(負担金に見合う滞納金額の徴収等)協議。 他市を含めた徴収業務の共同実施の導入を含め、今後の徴収体制について協議・検討を行う。		
	29		甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務の事務内容(見直し等)協議 負担金に見合う滞納金額の徴収 他市を含めた徴収業務の共同実施の導入を含め、今後の徴収体制について協議・検討を行う。		
	30		甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務の見直し(負担金に見合う滞納金額の徴収等)協議。 他市を含めた徴収業務の共同実施の導入を含め、今後の徴収体制について協議・検討を行う。		
	31		甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務の見直し(負担金に見合う滞納金額の徴収等)協議。 他市を含めた徴収業務の共同実施の導入を含め、今後の徴収体制について協議・検討を行う。		
	32		甲賀広域行政組合への市税滞納整理事務の見直し(負担金に見合う滞納金額の徴収等)協議。 他市を含めた徴収業務の共同実施の導入を含め、今後の徴収体制について協議・検討を行う。		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
1、徴収率の向上と収入の確保					
実施計画		広告料収入の増収		2-1-2	
担当部署		債権管理室	関連部署	全部署	
現状・今までの取組		<p>広報紙、ホームページバナー、行政情報モニター、ごみカレンダー、バス時刻表、保健センターだより、共用封筒、窓口用封筒、雑誌オーナー、庁舎案内図(平成26年度実績)を広告媒体として実施。</p> <p>【広告料収入等と広告媒体数 H22年度9媒体3,543千円、H23年度9媒体3,990千円、H24年度11媒体6,511千円、H25年度10媒体4,253千円 H26年度10媒体3,918千円 H27年度10媒体4,076千円】</p>			
取組内容・目標		<p>公共物等有料広告掲載に関する基本要綱および広告掲載基準に基づき、安定した自主財源を確保するために、広告となりうる媒体について全部署で取り組みを推進する。</p> <p>各年度、広告媒体数10媒体以上と広告料収入400万円以上(経費削減効果額含む)を目標とする。</p>			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		広告料収入の増収に向けた媒体の検討と選定に取り組み、広告の審査能力の向上や費用対効果の確認、公平性、透明性を確保し、広告媒体数10媒体以上と広告料収入400万円以上をめざす。		
	29		広告料収入の増収に向けた媒体の検討と選定に取り組み、広告の審査能力の向上や費用対効果の確認、公平性、透明性を確保し、広告媒体数10媒体以上と広告料収入400万円以上をめざす。		
	30		広告料収入の増収に向けた媒体の検討と選定に取り組み、広告の審査能力の向上や費用対効果の確認、公平性、透明性を確保し、広告媒体数10媒体以上と広告料収入400万円以上をめざす。		
	31		広告料収入の増収に向けた媒体の検討と選定に取り組み、広告の審査能力の向上や費用対効果の確認、公平性、透明性を確保し、広告媒体数10媒体以上と広告料収入400万円以上をめざす。		
	32		広告料収入の増収に向けた媒体の検討と選定に取り組み、広告の審査能力の向上や費用対効果の確認、公平性、透明性を確保し、広告媒体数10媒体以上と広告料収入400万円以上をめざす。		

第 2 の柱		柱名 自主財源の確保			
大項目欄		徴収率の向上と収入の確保			
実施計画		目的税の新設や税率改正の検討		2-1-3	
担当部署		財政課	税務課	関連部署	
現状・今までの取組		財源不足の解消や新規事業等を行う為、経費の削減等に取り組んできたが、交付税等の減額などによる財源不足が予想される。			
取組内容・目標		更なる行財政改革を行い、各部署での経費の見直しを行うとともに、財源不足を補う手段として増収目的の新税や税率改正を検討していく。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次 計画	28		目的税の新設や税率改正を検討します。		
	29		目的税の新設や税率改正を検討します。		
	30		目的税の新設や税率改正を検討します。		
	31		目的税の新設や税率改正を検討します。		
	32		目的税の新設や税率改正を検討します。		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担		
1. 徴収率の向上と収入の確保				
実施計画		ふるさと納税事業の推進		2-1-4
担当部署		地域創生推進課	関連部署	
現状・今までの取組		平成20年度にふるさと納税湖南づくり寄付条例を制定し寄付を募ってきました。平成27年度税制改正によりふるさと納税制度が拡充されたこともあり、平成27年12月から本格的にふるさと納税返礼品事業の取り組みを始めた。平成27年度3月末での寄付額は約66,258千円であった。		
取組内容・目標		返礼品の拡充や広告媒体の活用により、より多くの方に湖南省の魅力を発信し、寄付を募る取組を行います。平成28年度目標寄付額1億円／年、平成29年度以降目標寄付額2億円／年を目標として、収入を確保する。		
	年度	判定	結果(進捗)	備考
年次計画	28		目標寄付額1億円	効果額5千万円
	29		目標寄付額2億円	効果額1億円
	30		目標寄付額2億円	効果額1億円
	31		目標寄付額2億円	効果額1億円
	32		目標寄付額2億円	効果額1億円 5年で4億5千万円

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
2. 産業振興と企業誘致の推進		誘致の推進			
実施計画		市営住宅跡地の民間譲渡		2-2-1①	
担当部署		土木建設課	関連部署	財政課	
現状・今までの取組		市営住宅除却後一部については駐車場と利用しているが、ほとんどが更地のままで利用されていない。			
取組内容・目標		市営住宅整備計画に基づき、売却可能な市営住宅跡地については、平成28年度内に、現地測量を行い、用途廃止の手続きをおこない、を平成29年度までには民間に譲渡する。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		現地測量、用途廃止(公売)		東寺団地・西寺団地・大塚団地
	29		公売		
	30				
	31				
	32				

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
2. 産業振興と企業誘致の推進					
実施計画		遊休資産の効果的活用		2-2-1②	
担当部署		財政課	関連部署	該当部署	
現状・今までの取組		<p>遊休地となっていた財産について、社会福祉法人等が行う福祉事業のための貸し付けや、売却の要望があったものについては売却を行い、有効活用に取り組んできた。</p> <p>また、平成27年3月に公有財産利活用基本方針を策定し、適正な財産管理や、公共施設の見直しに伴い統廃合がなされた場合のその後の利用計画の策定、処分の方法等について定めた。</p>			
取組内容・目標		<p>今後は公共施設の見直しに伴う統廃合により、行政目的を喪失し不用となる財産が発生することが想定されるため、それらの財産を遊休化させず有効活用に取り組む。</p> <p>また、既存の遊休資産についても適正な管理を行い、民間需要等を考慮して売却・貸付に取り組むことにより効果的活用を行う。</p>			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊休資産の貸し付け 既存の遊休資産の調査・売却(公売) 		
	29		<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊休資産の貸し付け 既存の遊休資産の調査・売却(公売) 施設統廃合によって生じる不用財産の利活用計画策定 		
	30		<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊休資産の貸し付け 施設統廃合によって生じる不用財産の利活用計画策定 不用財産の貸し付け、売却(公売) 		
	31		<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊休資産の貸し付け 施設統廃合によって生じる不用財産の利活用計画策定 不用財産の貸し付け、売却(公売) 		
	32		<ul style="list-style-type: none"> 既存の遊休資産の貸し付け 施設統廃合によって生じる不用財産の利活用計画策定 不用財産の貸し付け、売却(公売) 		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
2. 産業振興と企業誘致の推進		誘致の推進			
実施計画		企業・大学等との連携による企業立地		2-2-2	
担当部署		産業立地企画室	関連部署		
現状・今までの取組		平成26年度は、大型商業施設の開店など、平成27年度には、既存の企業誘致施策に加え、物流拠点と農業振興拠点施設を双眼拠点とする産業振興を目指し、新たに産業立地企画室を設け体制を整備し、企業誘致、物流構想の検討や、農業戦略拠点施設の整備等に取り組んでいる。			
取組内容・目標		既存の企業誘致施策に加え、物流施策と農業戦略施策を双眼施策とする産業振興を統合的に推進するとともに、近隣の大学、県下最大規模の工業団地、豊富な企業の研究機関等、湖南省ならではの資源を最大限に活用し、企業立地促進法等に基づき、新規企業の立地や既存立地企業の増設等を目指す。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		産学官連携に関する検討の実施		
	29		産官学連携による協議会設立等の検討を実施		
	30		協議会による基本計画の策定等に関する検討を実施		
	31		基本計画による市独自の優遇措置等の検討を実施		
	32		優遇措置等を活用した産学官連携による企業立地施策の実施		

第2の柱		税の更なる有効活用			
3. 受益者負担の適正化					
実施計画		施設使用料の見直し		2-3-1	
担当部署		施設管理部署	関連部署	財政課	
現状・今までの取組		施設使用料適正化の指針(平成24年3月)を策定し、受益者負担の原則に則って利用者に一定の負担を求めてきた。3年に一度の見直しの運用で平成27年4月に使用料の見直しをし改定を行った。			
取組内容・目標		平成30年4月の使用料の改定に向けて、必要であれば指針の見直しを行い、使用料の改定を行う。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次 計画	28		改定使用料の検証		
	29		次年度の使用料改定に向けての準備		
	30		平成30年4月1日から改定使用料の施行 改定使用料の検証		
	31		改定使用料の検証		
	32		次年度の使用料改定に向けての準備		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
3.受益者負担の適正化					
実施計画		甲西駅前駐輪場、三雲駅前駐輪場及び三雲駅前駐車を三雲駅前広場の供用開始までに有料化する		2-3-2	
担当部署		都市政策課	関連部署		
現状・今までの取組		甲西駅前駐車場については平成20年度の供用開始当初から有料で運営してきたが、甲西駅前駐輪場及び三雲駅前駐輪場については、当初より無料使用で運営しており、指定管理者制度と業務委託により管理している。			
取組内容・目標		現在進めている三雲駅周辺整備事業において駅前駐輪場の改築と駐車場の新設を計画しており、駐輪場については平成30年度に、駐車場については平成31年度に有料使用で供用開始する予定である。また、甲西駅前駐輪場についても平成30年度までに有料化システムを導入し、三雲駅前駐輪場の供用開始と同時に有料化にする。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		甲西駅前駐輪場有料化検討業務委託		
	29		甲西駅前駐輪場有料化工事 三雲駅前駐輪場建築工事		
	30		甲西駅前駐輪場有料化開始 三雲駅前駐輪場供用開始(有料使用)		
	31		三雲駅前駐車場供用開始(有料使用)		
	32		利用状況・運営経費等の検証		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
3. 受益者負担の適正化					
実施計画		水道料金改定の検討		2-3-3	
担当部署		上下水道総務課	関連部署		
現状・今までの取組		水道料金については、平成26年4月に平均改定率8%の引き上げを実施した。概ね5年を目途に、今後も推進項目に則った適正な水道料金の見直しを行う。 また、水道料金の未収金対策について、委託業者との連携のもと、さらなる強化に努める。			
取組内容・目標		料金改定時の中長期の収支計画等に基づき、経営の健全化・効率化など経営の基盤強化を図りながら計画的な施設整備・更新を実施するため、平成30年度までに算定要領に基づく収支予測について調査・検討し、料金改定の有無について決定する。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		水道事業の中長期的な経営指標となるアセットマネジメント計画を策定		
	29		水道料金改定に伴う検討		
	30		水道料金改定有無の決定		
	31		水道料金改定実施		
	32		水道料金改定実施による検証		

第2の柱		自主財源の確保と公平な受益者負担			
3. 受益者負担の適正化					
実施計画		下水道使用料改定の検討		2-3-4	
担当部署		上下水道総務課	関連部署		
現状・今までの取組		下水道使用料については、平成27年4月に平均改定率9.8%の引き上げを実施した。概ね5年を目途に、今後も推進項目に則った適正な下水道使用料の見直しを行う。 また、下水道使用料等の未収金対策について、委託業者との連携のもと、さらなる強化に努める。			
取組内容・目標		受益者負担の原則に基づく使用料等の経費と公費(税)で賄うべき経費との負担割合のもと、適正な財源確保に努めるとともに、料金改定時の中長期の収支計画等に基づき、経営の健全化・効率化など経営の基盤強化を図りながら計画的な施設整備・更新を実施するため、平成31年度までに総括原価方式に基づく収支予測について調査・検討し、料金改定の有無について決定する。			
	年度	判定	計画	結果(進捗)	備考
年次計画	28		企業会計方式の導入による経営基盤の強化		
	29		下水道事業の中長期的な経営指標となる「経営戦略」を策定		
	30		下水道使用料改定に伴う検討		
	31		下水道使用料改定有無の決定		
	32		下水道使用料改定実施		